

9月は 障害者雇用支援月間です

◎第15回障害者雇用促進ハネル展を開催します

市では、障害者雇用についての理解と協力を深めていただくために、毎年、パネル展を開催しています。今年も、障害のある方の就労に向けた取り組みや地域の作業所で働く様子を紹介します。ぜひ、ご来場ください。

【日時】9月3日(水)～5日(金)のいずれも午前9時～午後4時(3日は午後1時から) 会場 市民プラザホール

◎障害者就労相談コーナーを設置します

障害者就労支援室のスタッフが就労に関する相談を受け付けます。気軽に利用ください。

障害者サービス

日中一時支援事業・移動支援事業のご案内

現在、10月以降の日中一時支援と移動支援事業の利用申し込みを受け付けています。

すでに利用している方には継続の書類を発送していますが、新たに利用を希望する方は身体・知的・精神障害者の手帳などと認め印を持参の上、障害福祉課(市役所1階)で手続きをしてください。利用期間は、申請日から最初に到達する9月30日までです(継続可)。

なお、利用者負担額は課税世帯の場合、住民税の課税状況によって設定しています。ただし、18歳以上の方は、障害者本人とその配偶者のみの課税状況によって負担額を決定します。

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭

◎障害者就労支援室(事業)をご利用ください

障害者就労支援室では、障害のある方の一般就労に関する相談や障害者雇用を検討している事業主からの相談をお受けし、支援を行っています(相談は予約制です)。

【主な相談・支援内容】求職活動に関する相談、就職に向けた準備に関する相談、職場定着に関する相談、離職に関する相談など

【対象】市内在住または在勤の障害のある方

【費用】無料

詳しくは平日午前9時～午後5時に電話で、さいわい福祉センター ☎477・2711へ。

第18回聴覚障害者への理解を深める集い

「市民手話まつり」

「あなたと手話で話せるこのまち」

「手話まつり」は、市民の皆さんに聞こえない人たちのことを知っていただくことを目的に毎年開催しています。

東久留米市ろうあ協会・市障害福祉課の共催。後援は市社会福祉協議会・さいわい福祉センター。協賛は東久留米市手話サークル「フレンズ」。

【日時】9月14日(日) 午前10時～午後4時 ※雨天決行

【会場】市民プラザホールほか 【内容】第一部(午前10時～11時) 聴覚障害者への理解を深める集い

が20時間。7月～9月の夏学期間は、小学生～高校生の利用時間を10時間拡大しています。また20歳以上の視覚障害の方は、同行支援サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【対象】小学生以上で、視覚1級程度の障害のある中学生以上の方は、30分につき150円。非課税世帯は無料。詳しくは同課 ☎470・7747へ。

【利用者負担額】30分につき 支援係 ☎470・7747 またはファクス ☎475・8181(左表参照)。

利用を続けることができます(詳しくは障害福祉課福祉支1)へ。

65歳以降の障害福祉サービス利用の基準を改めました

65歳を超えた障害者や介護保険の特定疾病に該当する40歳以上の障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の対象となります。

移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児の外出時の移動を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上

障害福祉サービスの種類	介護保険サービスとの適用関係
ホームヘルプサービス(重度訪問介護など)	身体介護や家事援助については、介護保険の「訪問介護」サービスを優先して利用します。ただし、次の①②③の場合は、介護保険サービスを支給限度額まで利用した上で、障害福祉サービスから「重度訪問介護」のサービスを併せて利用することができます。 ①重い難病などで寝たきりとなり「要介護5」と認定された全身性の障害のある方で、通所サービスや短期入所を利用できず、家庭介護力が低く、介護保険給付の区分支給限度額の制約からサービスが不足する場合 ②障害福祉サービスの「重度訪問介護」を利用していただいている障害者が、新たに介護保険サービスの対象となる場合で、介護保険給付の区分支給限度額の制約から従来の支給量(時間)が介護保険だけでは確保できない場合
行動援護・同行援護	障害福祉サービス固有のものであり、原則として継続利用でき、他の介護保険サービスと併用することも可能です。
通所して利用するサービス	就労継続支援などの障害福祉サービス固有のものは継続利用でき、介護保険の通所サービスに移行することも可能です。生活介護などで、サービス利用の目的が介護保険の通所サービスでも達成できる場合は、移行を検討します。
短期入所サービス	原則として、介護保険の短期入所サービスを優先して利用します。ただし、介護保険施設での受け入れが直ちに困難な場合は、障害福祉サービスの短期入所を経過的に利用できます。
グループホームなど	高齢化によって当該施設での介護が困難で、介護保険施設へ移行する場合を除き、継続利用が可能です。

国民年金 だより

国民年金保険料の納付制度

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効で納付することができなくなりますが、後納制度の申し込みにより27年9月までに限り、過去10年以内の国民年金保険料を納めることができます。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことも可能です。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎011・0500

国民年金保険料専用ダイヤル ☎011・0500

一般電話 ☎03・6731・2015

受付時間は、月曜日の午前8時半～午後7時、火曜～金曜日の午前8時半～午後5時15分、第2土曜日の午前9時半～午後4時。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

要約筆記、磁気テープ有り、※市役所1階屋外ひろばでは、模擬店・バザー・子どもゲームを終日開催しています。詳しくは東久留米市ろうあ協会 ☎477・2747へ。

さいわい福祉センター 利用者を募集します

次の①②のいずれも、介護保険によるサービスを受けていない方が対象です。

①機能回復訓練

【対象】市内在住の15歳～64歳で、医療行為を終え症状が安定し、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【内容】運動療法個別指導(家族も含む)・補装具(車いす、下肢装具、つえなど)の製作と修理の相談および使用練習。整形外科医師相談

【利用期間】10月～27年3月の毎週火曜日 【定員】若干名

【日時】全8回。10月1日～11月19日の毎週水曜日、午前10時～正午

【会場】さいわい福祉センター

【定員】先着20人

【講師】星加理絵氏

【費用】2000円程度(点字練習機・テキストなど)

運転者講習会を開催します

【日時】9月25日(木) 午後6時半～8時半

【会場】中央図書館視聴覚ホール

【内容】交通安全映画の上映、田無警察署担当官による交通安全の講話

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

申請書の提出期限は12月26日(金)です。申請がお済みでない場合は、早めの申請をお願いします。

支給対象になる可能性のある方には、7月28日に申請書を発送しました。対象になると思われる方で申請書類が届いていない場合は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・子育て世帯臨時特例給付金センター ☎477・07863(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)へ問い合わせしてください。

【申請方法】郵送または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ提出してください。

【注意】同給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。詳しくは同給付金コールセンターへ。